

生成期の長崎機船底引網漁業

大崎, 晃

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

44

(発行年 / Year)

1974-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005299>

生成期の長崎機船底引網漁業

大崎晃

- 一 以西底引網漁業發達史における「阿波型」について
- 二 阿波延繩船の九州五島近海出漁
- 三 機船底引網漁業の成立と問屋資本
- 四 乗組員の同族的結合と船頭制
- 五 結 語

一 以西底引網漁業発達史における「阿波型」について

東シナ海を漁場とする機船底引網漁業（いわゆる以西底引網漁業）の発達において、「出雲型」と「阿波型」の二類型が認められることを初めて指摘したのは、栢野晴夫であった。⁽¹⁾栢野によれば、「出雲型」は島根県島根半島地方の打瀬網漁業から発展し、零細漁家の共同出資・共同経営・余剰の平等分配を特色としたのに対して、「阿波型」は徳島県中灘地方の北九州出漁延縄漁業から発展し、船頭制・歩合制をとったことが特色とされる。そして両者とも、機船底引網漁業への転換と漁船動力化資金の調達には、問屋の融資を仰がなければならなかった。この時間屋は、融資の償還がすむまで漁船の名儀を自己のものとし、この間の水揚もすべて掌握した。しかし償還はなかなか困難をきわめた。償還が不可能な場合合漁船は問屋の所有となり、その際、水揚を問屋にさせることを条件に従来の船頭に漁船を貸す契約船と、乗組員を問屋の従業員にして直営する直営船の場合とがあった。そして前者が長崎に、後者が下関に多かったが、それは各地の雇傭・労働関係の差異からくるものであるという。⁽²⁾すなわち「阿波型」は長崎において、レンコグイ延縄漁業を通じて船頭制は強固に確立されており、乗組員は船頭に一切を委ねるといふ慣習で貫かれ、船頭の力が強かったのに対し、「出雲型」は下関では、発展の基盤であった打瀬網漁業に船頭制が存在せず、数人の漁民が一組となり平等出資の下に漁船と漁具をととのえ、仲間より船頭を選出して操業するという共同経営の形態をとり、漁船が動力化されてからもこの方式を続けた。⁽³⁾したがって魚問屋林兼がこれらに融資した時、「阿波型」においては船頭制を利用する下請的形態である契約船の方式をとり、「出雲型」では形式的には船頭は出資仲間の代表者への融資という形をとりながらも、この場合の船頭は「阿波型」のような権限をもっていなかったため、直営船の方式をとって直接統轄の下に操業させた。⁽⁴⁾かくして問屋は、その「貸付資本的機能を通じて漁船を自己の手に集中

し、あるいは個人船主・船頭・漁夫を自己に隷属させていったわけである。この場合、問屋ないし問屋制貸付資本としては流通過程における価値の収奪こそ本来の目的であり、そのためには、産業資本的な生産の近代的合理化、ことに雇傭労働関係でそれをはかるよりできるだけ在来の前期的な諸関係を利用し、それによって剰余労働部分ばかりでなく、必要労働部分に食いこんだ収奪を許すという生産形態が必要である。逆にいえば、そのような前期的な生産形態の一般的存在こそが、問屋・問屋制貸付資本の生存する基盤でもあるわけである。したがって問屋制的⁽⁵⁾高利貸的資本が生産を自己に隷属せしめていく場合は、すぐれて下請的形態を利用することになる⁽⁵⁾と規定している。

栢野によって示された見解は、以後以西底引網漁業研究で定説となった感があり、その後この問題を展開させた土井仙吉の場合も⁽⁶⁾基本的⁽⁶⁾にこの方向を踏襲している。土井によれば、在来漁法から成長した手操網漁業は、造船出漁経費などの融資を魚問屋からうけたが不況に際して倒産し、漸次問屋資本に隷属吸収されていき、また問屋自らも産業資本に転化したという⁽⁷⁾。そして、この融資⁽⁷⁾↓倒産⁽⁷⁾↓隷属⁽⁷⁾・吸収の過程が「出雲型」と「阿波型」では相違し、レンコダイ延縄漁業を通じて船頭制（漁撈長制）が確立していた「阿波型」では、問屋資本が船頭を媒介とする契約船の形式をとったのに対し、打瀬網漁業から発展した平等出資・共同経営の「出雲型」では、船頭は「阿波型」のような権限を有していたわけではないので必然的に直営船の方式をとった⁽⁸⁾。かくして「出雲型」は「トロールの場合と同様に固定給を主とする近代的賃金形態をとる」のに対し、「阿波型」では「歩合制・漁撈長制をとり、経営形態に半封建的⁽⁹⁾の前期的な要素を多分に残存⁽⁹⁾」させていると述べている。

そこで本稿では、「阿波型」⁽⁹⁾長崎の場合にしぼって次の諸点をとりあげたい。(1)「阿波型」の特色とされる問屋資本と阿波出漁者との関係。すなわち、従来の研究では問屋前貸制から契約船への背景について、昭和恐慌期の不況↓貸倒れ↓契約船という外部経済の側面からだけで説かれてきた。しかしこれに先立つ大正末期に、「阿波型」では

延縄漁業から機船底引網漁業への転換がなされるが、この生産過程の変化が内部経済的諸条件とどう関係するかという視座が欠けてはいなかったか。この側面から「阿波型」展開過程を再考してみる。(2)「阿波型」の特色とされる船頭制に対して、従来これを前期的・半封的存在として位置づける傾向があった。船頭制の背景には漁村社会の基礎に存在する前期的・半封的側面も全く否定することはできないが、しかし「前期的生産形態の一般的存在」⁽¹⁰⁾を一方的な与件としてよいものかどうか。各時代における経営方式との関連からも検討してみる必要がなかるうか。

- (1) 栢野晴夫「以西底曳網漁業の歴史」『下関長崎における以西底曳網漁業調査報告』水産庁 一九五二年 一一四頁。
- (2) 前掲(1) 一三頁。
- (3) 前掲(1) 一四頁。
- (4) 前掲(1) 一四頁。
- (5) 前掲(1) 一三一―一四頁。
- (6) 土井仙吉「以西遠洋底曳網漁業根拠地の盛衰」『地理学評論』第三二卷第一号 一九五九年 一一三頁。
土井仙吉「以西底曳網漁業における経営形態(黄金制度・労働組織)の地域差」『福岡学芸大学紀要』第九号 一九五九年 三七一―三五頁。
- (7) 前掲(6) 一〇―一一頁。
- (8) 前掲(6) 一一頁。
- (9) 前掲(6) 一頁。
- (10) 前掲(1) 一四頁。

二 阿波延繩船の九州五島近海出漁

明治三〇年以前の徳島県海部郡三岐田村東由岐浦の漁業は、一一組のカツオ船組と小舟組と呼ばれる延繩船組があり、カツオの漁期には小舟組の漁夫もこれに乗組んだ⁽¹⁾。また隣村の日和佐村には八組のカツオ組があった⁽²⁾。冬期の延繩漁業は、明治三三年神戸を基地にした長崎リンガー商會を始めとするトロール船が、紀伊水道で操業を開始して底魚を濫獲するにおよんですっかり壊滅した⁽³⁾。そして打開策として北九州出漁が始められた。

出漁の口火を切ったのは、明治三五年、平戸大島沖へ出漁した杓谷初太郎・川西久次・土内重吉・奥田住太郎⁽⁴⁾等⁽⁵⁾で、延繩でタイやチダイを大量に釣った。そして次の年には松本源吉・近藤嘉代蔵・松本宇吉・藤岡又吉も出漁組に加わった⁽⁶⁾。明治三七年には、川西久義太郎等によって五島列島宇久島の西方約三〇軒の沖にレンコダイの漁場が発見された⁽⁶⁾。かくして東由岐の延繩船は続々と五島列島を目指し、明治四〇年には三〇隻の出漁船と一五〇人の漁夫を数え、藤岡廉太郎・町中兵吉・土内利衛門・浜脇盛太郎・別宮又吉・辻喜左衛門・町中仁平・大西住太・滝栄太郎・栗田英太・森下源吉・船越栄太郎・池淵善七・向井大吉・崎島巳之吉等がさらに加わった⁽⁷⁾。当時の延繩船は、肩幅五・六尺、二・三挺櫓建ての手漕ぎ船で、一枚の帆を立て、乗組員五人という規模であった。明治四二年、谷沢甚作によって母船式延繩漁業が開発されてからは、肩幅一〇〜一一尺、伝馬六隻積み、乗組員二〇人前後となり、帆船の場合には六・九挺櫓建て、動力船の場合は三〇馬力・着火装置の有水発動機を備えていた。そして母船式延繩船の出漁船は四〇隻を数えたという⁽⁸⁾。

一方カツオ漁船を動力化・改造して、延繩を操業するものがあつた。明治四一年、日和佐村の富永儀太郎がこうして五島列島宇久島へ出漁したのを最初に、豊崎亀太郎(本家)・鈴木清五郎・浜喜平・豊崎虎吉、三岐田村東由岐の多

田幸次郎・森下市蔵・別宮五三郎・橋本繁正・森口芳蔵、西由岐の川西亀吉等が続いた。⁽⁹⁾その費用は二、〇〇〇円程を要し、親戚イットウで一株五〇円の出資を募り、乗組員も親戚を主体に構成されていた。例えば日和佐村の大黒丸は、「蛇ノ目十吉・四宮豊吉・椎木源太郎の三人が共同出資で造った。蛇ノ目十吉の父松太郎は、マルキ大黒丸家（日和佐の古いカツオ船主八家の一つ―筆者注）の次男で、四宮豊吉の母リンの叔父にあたり、また椎木源太郎の妻キクノの叔父にもあたる。出資は源太郎が四分、十吉と豊吉が各三分を持った。カツオ釣りとは延縄を営めるようにし、とり外しのきくブリッジと伝馬三隻を作って加えた」⁽¹⁰⁾ものであった。

出漁基地は、明治三五年頃には平戸大島の的山であったが、明治四一年頃より漁場の南下につれてすたれ、かわつて五島列島宇久島の神ノ浦、同じく小値賀島の小値賀になり、大正元年頃には同福江島の玉ノ浦がにぎわいをみせるようになった。玉ノ浦へ初めて基地を移したのは、明治四三年の藤岡初太郎だが、その頃の主漁場はまだ宇久島と福江島の間の西方一〇〇軒のあたりであった。当時は餌にキビナゴを用い、玉ノ浦は餌を得るに便利であった。大正初年からは主漁場が福江島大瀬崎の西南方一五〇軒のあたりに移った。当時の阿波の出漁船は、まず日和佐村の薬王寺に大漁と航海の安全を祈願すると、九月下旬にそれぞれの母村を出発し、瀬戸内海に入って多度津に着け、金比羅宮で同じく大漁と航海安全の護符を受けてから玉ノ浦にむかった。そして一〇月から翌年四月まで玉ノ浦を基地にして操業し、帰途は往路の際の願ほどきをしながら五月に帰港するのが一般であった。そして五月から九月までは阿波の沖で小漁を宮んだりカツオ漁に従事する場合もあった。このような慣習であった母村の漁業に一切見きりをつけて、最初に玉ノ浦に基地を移し九州の延縄漁業に集中したのは高田万吉で、大正九年のことであった。⁽¹¹⁾

(1) 岩田孝明「高田万吉伝」同刊行会 一九五九年二二二頁。

- (2) 岩田孝明「豊崎亀太郎伝」同刊行会 一九六〇年 二〇七頁。
- (3) 前掲(1) 四三―四四頁。
- (4) 前掲(1) 六一頁。前掲(2) 二〇四頁。
- (5) 前掲(1) 六一頁。
- (6) 前掲(1) 六一頁。
- (7) 前掲(1) 六九頁。
- (8) 岩田孝明「椎木豊吉伝」同刊行会 一九六二年 一八九―一九一頁。
- (9) 前掲(1) 七四頁。前掲(2) 二二一頁。
- (10) 前掲(8) 二二七頁。
- (11) 前掲(1) 二二三―二三三頁。

三 機船底引網漁業の成立と問屋資本

五島列島玉ノ浦を基地とし東シナ海で操業する母船式延縄漁業は、大正五年から大正一〇年にかけて最盛期をむかえた。母船は標準型で五〇〜七〇トン、機関は七〇〜八〇馬力、積載伝馬船一〇隻、乗組員四〇人、また大型船になると母船は一〇〇トン、機関も一二〇馬力内外、伝馬一二〜一三隻を積み、乗組員は五〇人であった。漁場も遠隔化して朝鮮半島沖合、東シナ海から台湾北方海域にまで広がった。大正八年には玉ノ浦を基地とする阿波出漁船は約八〇隻を数えた。⁽¹⁾

さて、この場合の造船・操業資金であるが、その調達法は長崎の間屋から融資を仰いでいたのである。間屋の融資活動は、和船式延縄船が基地を玉ノ浦において操業し、漁獲物を長崎に水揚するようになってから開始された。当時長崎には、山田屋・森田屋・福池屋・宮永・小川屋・網場屋・紙屋・寿志屋・山源・久米・末富の間屋があり、融資を通じて水揚を支配した。間屋から造船資金の融資を受けた出漁者は、氷・餌・食糧等仕込の一切も間屋から受け、その代金は間屋を通じて水揚した売上金から直接差引かれ、「船主は（仕込関係の）商店から間屋へ渡されるリベートルも、間屋の事務員がくすねる水増し（経費）も、商店自体がふっかける法外な値段も一緒くたにした高い仕込代金を両肩に担⁽²⁾わ」されていた。間屋は一割の口銭をとってそれを仲買人に売るのだが、もともと間屋と仲買人とは結託していて仲買人への販売価格は両者のなれ合いであった。当時は、「量目をみる秤り自体に細工をしたり、計り方に手加減をしたり、さらには船艙から上げられた魚の籠が間屋の若い衆にピンハネされ、それは船主の目の前でも堂々と為された。（中略）船主が自分の船のもうけをはじめて知るのは、間屋の手で思うままに作成された仕切書が間屋におぜん立てされた料理屋で間屋の主人から渡される時だった。それは漁獲から一切の経費を差引かれた天下り式の計算書で、それについてはもう船主はどのような口もはさむ余地はないのであ⁽³⁾った」。したがって、このように仕組まれた仕込品価格は、「普通市価ヨリ二、三割高キモノ」⁽⁴⁾になるのは当然であった。また長谷川安次郎が「（間屋の）船頭に対する支払いは、間屋仲買間の実際の仕切金額に比して多少の相違を生ずることは免れないのであります。この相違の金額を下駄といまして間屋は自己の利益のように船頭に仕切る、即ち魚を比較的安価に見積りまする関係上、この下駄は間屋によってはかれる事がほとんど通常の事に属し、この仕切りによって間屋が損をするというような事は減多に無い⁽⁵⁾（のであります）」と指摘している点も注目される。

さらに長谷川は「船頭以下の収入は、豊漁の時は相当にまわるが不漁の時は話にならぬ程悲惨なものでありまし

て、ある問屋の統計によれば最近で船頭三、〇〇〇円位、船長で月五〇円乃至六〇円、船員になると月一八円乃至二〇円であつて、なかなかこれだけでは生活ができぬ位で、船頭は右の収入中から部下の船員に相当生活の道も講じてやらなければならぬ立場にあるものですから、部下の者に対する右の分配をしましてなおいろいと世話をみる。したがつて三、〇〇〇円といつても實際手許には僅かの収入になつて仕舞うので、時に問屋に金銭の融通を受けることがあるような状態で、こんな実情をよく承知していれば前貸が回収できなくとも、人情から問屋でこれを強制回収もできない。つまりは貸倒れとして処分する場合も少くないのであります。いわんや配当にもありつけぬ程に不況の時は、船頭自身においてすでに金が無い、したがつて全員（問屋の）融通を受けなければならぬのであります〔(6)と述べ、生活費の前貸しという面から問屋が労働力の確保にいかん気まわしていたかがうかがえる。

漁船の大型化と動力化（母船式延縄漁船）は、取扱水揚量の増加によつて口銭増収を目指す問屋により、船主への融資活動をおして進められ、船主側もまた高騰した造船費を負いきれず、初めから問屋の資金をあてにするようになった。この間の事情を報告書は次のように伝えている。⁽⁷⁾

長崎市ノ一流魚問屋ト船頭トノ関係ヲ見ルニ、技倆優秀ニシテ相当信頼シ得ル船頭ヲ見込ミ、漁業ニ要スル一切ノ漁船漁具ヲ整ヘ無料貸付ヲナシ、且ツ出漁毎ニ燃料、餌料、糧食等一切ノ仕込ヲナシ与ヘ漁撈ニ従事セシム。舟子ハ総テ船頭自身備入スルモノニシテ其経済ニテ漁業ヲナシ、漁獲物ハ必ず債権者タル魚問屋ニ水揚スルモノニシテ、問屋ハ常ニ所属漁船ヲ監督表ニヨリ其入港出港ニハ注意ヲ怠ラズ、沖壳其他ノ弊ヲ防止シ漁船、漁具ノ賃貸料トシテ水揚グ高ノ一割乃至一割五分ヲ徴シ利子ニ充當シヨレリ。カクテ航海毎ニ仕込其他ノ清算ヲナシ船頭利益アル場合ハ内入金トシテ其利益納入セシメ、皆済ノ場合ニ船舶名義ヲ船頭名義ニ書替フルナリ。船頭及舟子ノ利益分配ハ、漁獲物売却金ヨリ経費ヲ差引キ得タル利益ヲ船頭六、舟子四ノ割合ニ分配シ、船頭ハ更ニ漁船

修繕費ヲモ負担シ、剰余金アル場合ニ之ヲ問屋ニ前記ノ如ク内入金トシテ納入スルモノニシテ、名義書替ヲナスニハ通常数ケ年ヲ要スト云フ。尚ホ問屋業者ガ毎航海漁獲物ノ一割ヲ口銭トシテ徴スルハ甚ダ有利ナルガ如キモ、船頭ハ無資産者ニシテ破損、沈没、回収不能等ノ危険アルヲ以テ此程度ノ口銭ヲ得ルニ非ラザレバ問屋業者モ立行カズト称シラレリ。而シテ漁船ニ対スル保険料ハ普通六分見当ノ高率ナルガ故ニ問屋業者ハ漁船数ノ増加ヲ計リ以テ自家保険ヲ為シラレル現状ナリ。

しかし実際には、問屋は船頭に毎航海総水揚高の五分ないし一割を船価償却費として払い込ませ、償却額が三分の二に達したときに漁船の名簿を書きかえる場合もあった。⁽⁸⁾ いずれにしてもこれらは「明確ナル法律上ノ契約ニヨリ貸船スルモノニ非ス伝統ト情誼ニヨリテ殆ト専断的ニ問屋ノ左右スル所」⁽⁹⁾なのであった。当時、阿波の船頭は融資の對象に選ばれることを「船をもらう」、償却をすませたことを「船を浮かす」といった。融資を受けた船頭は経費を切りつめ漁船を大切にしたという。このように船頭から出発して「船を浮かした」船主に、高田万吉・徳島岩吉・浜崎浅次郎・浜脇源蔵・椎木豊吉・豊崎亀太郎・豊崎佳一・川西金蔵・森下源吉等がある。⁽¹⁰⁾

では問屋・船頭の関係を林兼を中心にしてみてみよう。すでに朝鮮での直営と買魚によって蓄積をとげた林兼の東シナ海延縄・機船底引網漁業への進出は、運搬船による五島列島玉ノ浦への出買に始まった。しかし基地が玉ノ浦から長崎へ移ると、長崎魚市場の問屋株をもっていなかった林兼は、まず森田屋の名義を借り、ついで休業状態の山源の問屋株を入手し、阿波出漁者を中心に買付を続けた。⁽¹¹⁾ 大正一〇年林兼は長崎市五島町に長崎支店を開き、支店長に中部悦良が就任するや積極的に阿波出漁者に対して全漁獲物の買付を条件に、造船・仕込み資金の融資を始めた。

高田万吉は、東由岐のカツオ船三社丸の船主多田幸次郎の四男に生れ、三社丸の乗子高田利八の養子となった。大正五年、三社丸をおりて船大工谷本貞吉のところで釣払い制で延縄船万生丸を造った。大正一一年建造の二艘引底引船

第五・第八万生丸から林兼の融資を受け、大正一五年に独立して万生丸合資会社を作り、⁽¹²⁾のちには阿波出漁民でただ一人、問屋業務（山源の名義を借りた）を営むにいたった。徳島岩吉は日和佐で熊吉の次男に生れ、カツオ兼延繩船富永蛭子丸の乗子から出発して機関長まで進み、大正一一年高田万吉の新造底引船第五万生丸の船長に転じた。大正一三年林兼から「無担保無利子で四万円を借り」、日和佐の谷本要次郎造船所で底引船第一・第二徳島蛭子丸を造り、「稼動以来満三年で林兼商店よりの借入金を完済して独立」⁽¹³⁾した。豊崎亀太郎は、日和佐のカツオ船源次郎丸船主豊崎本家の分家、豊崎初太郎の長男に生れた。亀太郎は本家の延繩船豊崎蛭子丸の船頭、岡崎石太郎の岡崎蛭子丸の船頭を経て、大正一一年に母船式延繩船第一亀吉丸を造り、その費用「一万二、〇〇〇円」の大半は林兼がもち任せも林兼が引受けた⁽¹⁴⁾。このような問屋の積極的な貸付活動は、問屋資本の蓄積を実現させるとともに、船頭層の一部にも蓄積を可能にしたのであった（第一表参照）。

さて、延繩漁業は大正末期より機船底引網漁業へと主流の座を譲っていく。この間の事情を記録は次のように述べている。⁽¹⁵⁾

大正八年ノ秋、（長崎）県下平戸・寺島・網上等各地へ島根県ヨリ発動機漁船四五隻ツツ来リ、同地ヲ根拠トシテ盛ニ操業スル者アリ。其漁法タル十乃至二十五トンノ船一隻ヲ以テ、手繰網ヲ掛ケ廻シ、少時運航ヲ続ケタル後、先ヅ手許ニ曳網ヲ縛リテ後網部ヲ引揚ケルモノニシテ、（中略）之ヲ従来ノ帆船ノ操船ニ依ルモノニ比スレバ、作業簡易ニシテ能率多ク業績亦スコブル勝レタルモノナリキ。此時ニ当リ県下ノ母船式連子延繩漁業ハ、明治末年以来相当ナル船数ニ達シ、専ラ支那東海ニ出漁シ其ノ獲ル処決シテ少ニアラザリシモ、此漁業ハ多数ナル乗組員ヲ要スル為メ、シバシバ之ガ争奪ヲ因トスル紛擾ヲ醸シ、（中略）恰モ機船手繰網漁業ナルモノ出現シ来リ、業績ニ比シ其操業ニ人ヲ要スルコト少ク作業ノ簡易ナルヲ見ルヤ到ル処喜ンデ之ニ転ズルモノ続出シ、

第1表 長崎港を基地とする機船底引網船と延縄船

船主名	船主出身地等 ⁴⁾	関係間屋 ⁵⁾	所 属 船 数			
			1931年 ¹⁾		1941年 ²⁾	
			機船底引	延縄船	機船底引	延縄船
中部悦良(林兼)	間屋		52	13	80 ³⁾	23 ³⁾
山田吉太郎(山田屋)	間屋		17	13	21 ³⁾	3 ³⁾
森田友吉(森田屋)	間屋		14	3	8 ³⁾	
宮永加三郎(宮永)	間屋		4	1	4 ³⁾	1 ³⁾
高田万吉(万生丸)	徳島県三岐田村	山田屋、林兼、万生丸	28	6	20	
川西金蔵	徳島県三岐田村	林兼	4	1		
森下源吉	徳島県三岐田村	林兼	8		2	
上戸佐一	長野県長崎市	山田屋	5		2	
佐賀美三郎	徳島県三岐田村	森田屋	2			
岡田茂三郎	徳島県三岐田村	森田屋	2	1	2	
豊崎亀太郎	徳島県日和佐村	林兼	2	2	4	1
吉田勝次郎	長崎県臨岬村	森田屋、宮永		1	2	
佐賀増太郎	徳島県三岐田村	森田屋	2		2	
貝屋吉次郎	長崎県小値賀村	山田屋	2			
松尾市五郎	長崎県小値賀村	山田屋	2			
柴田多四郎	長崎県小値賀村	山田屋	2			
小西繁吉	長崎県小値賀村	山田屋	6			
藤中新七	徳島県日和佐村	山田屋	3		8	
芦原章	徳島県三岐田村	万生丸			2	
井筒喜平	徳島県日和佐村	万生丸			2	2
井筒幸吉	徳島県日和佐村	万生丸			2	
後藤繁弥	徳島県日和佐村	山田屋			2	
権木豊吉	徳島県日和佐村	森田屋、林兼			4	
鈴江秀松	徳島県日和佐村	林兼			2	1
多田才次郎	徳島県日和佐村	林兼			1	
多田常太郎	徳島県日和佐村	林兼、万生丸			1	
乗本伯一	大阪府大阪市	林兼			2	
多田清吉	徳島県日和佐村	林兼			1	
多田良一	徳島県日和佐村	林兼			2	
豊崎佳一	徳島県日和佐村	林兼			6	
瀧浜一	兵庫県淡路	森田屋、万生丸			4	
中野梅吉	徳島県日和佐村	林兼			2	
浜臨源蔵	徳島県三岐田村	林兼、万生丸			2	2
浜島長太	徳島県三岐田村	山田屋、万生丸			2	1
浜崎浅次郎	徳島県日和佐村	林兼、万生丸			8	
藤中治七	徳島県日和佐村	山田屋			3	
増田茂吉	徳島県三岐田村	林兼			1	

出所 1)：農林省水産局「動力付漁船名録」1933年

2)：笠井高三郎「支那海漁業誌」1941年

3)：長崎県水産会「長崎県水産誌」1936年(この頃のみ1936年の数値)

4)、5)：筆者調査による

欧州大戦ノ為一時終熄状態ニ帰シタル彼ノトロール漁業ノ陣容未ダ全ク整ハザル間ニ乗シ転業者頻ニ出テ、更ニ大正九・十年ニ於テハ進ンデ二隻ヲ以テ一網ヲ曳航シテ操業シ、実質ニ於テトロール漁業ト軒輊ナキ程度ノモノト化シ去リ。

機船底引網漁業の發達は、一方では沿岸底魚資源を急速に涸竭させて沿岸漁業者との間に紛争をおこしたため、政府は大正一〇年機船底引網漁業取締規則によって操業区域を東経一三〇度以西に限定することとなり、以西底引網漁業の名称が生れ、基地を玉ノ浦から長崎へ移す船が急増した。そして長崎の間屋と阿波の出漁者（多くが定着しつつあったが）にも、これまでと異なった新しい関係が生れるようになった。昭和一〇年頃の事情は次のように伝えられている。⁽¹⁶⁾

現在ニアリテハ船頭ニ起業費ヲ貸与スル等ノコトハ絶無ニシテ彼モ亦一雇員タルニ過ギザルニ至レルモ、尚旧來ノ步分別制ヲ踏襲シ、從ッテ漁業上一切ノ権限ヲ之ニ委スルノ風ヲ存ス。（利益分配法ハ）先ヅ漁獲物売揚金中一割ノ販売手数料ヲ引キタル残額ヨリ、更ニ直接経費タル漁業費ヲ控除シ、其残額ヲ業主六分、乗組員四分ノ割合ニ分配ス。乗組員ノ受クル四分金ノ分配法ハ、各乗組員ノ職分ニヨリ其率ヲ一人乃至三人當リト定メ、曳組二隻全乗組員約二十名ノ總当リ人数ヲ以テ按分スルノ制ニシテ、普通主船頭一人乗組ノ場合三人分ト船主ヨリ其収得ノ八分又ハ三人分ヲ、副船頭ト二人乗組ノ場合ハ各一人半ノ外主船頭ニ対シ船主ヨリ其収益ノ八分ヲ与フ。船主ニシテ船頭ヲ兼ヌルモノアルモ右船頭ノ取得アルノミニシテ特別待遇ヲ受クルモノ少シ。唯時ニ船長免状料トシテ半人分位ヲ与フルコトアリ。機関士ハ一人半又ハ月給制ナルアリ。其他漁夫・油差・水夫長等ハ一人乃至一人二分、賄夫ハ一人分ヲ得、若シ不漁又ハ故障ノ為分配ナキ場合ニハ漁業主ニ於テ其資格ニ応ジ貸金ノ名義ヲ以テ給与ス。

このように昭和期に入ると、いわゆる契約船方式が支配的になった。船主は船頭を自己の雇人とみなすが乗組員の雇入を含めた一切の経営は船頭に委任し、利益は一定比率に従って船主と船頭を含む乗組員とで分配した。船頭にはさらに一定率が船主の取分の中から支給された。これを林兼と阿波出身の船頭椎木豊吉の場合についてみよう。椎木豊吉は日和佐のカツオ船主丸龍利吉の分家椎木宇之助の五男に生れ、本家のカツオ船の乗子から出発し、富永蛭子丸等の船長を経て、昭和六年に林兼の三組の底引船を支配する大船頭になった。彼は第三六全進丸に乗り、第三七全進丸の船頭には弟の金蔵を乗せ、第一・第二大成丸を次兄の浅吉に、第五海産丸と第六吉丸を長兄源太郎に預け、全責任を自分が持った。⁽¹⁷⁾ 豊吉が昭和六、一六年の間に林兼から任された船は、第二・第五吉丸、第一・第二大成丸、第三七・第三八播州丸、第五〇・第五一播州丸、第六海産丸と第五吉丸、第三五・第三六全進丸、第一七・第一八大漁丸、第二六・第二七大漁丸、第三一・第三二大漁丸、第八・第九大漁丸、第一一・第一二大漁丸にわたる。昭和一四年には船をおり陸上で采配を振り、昭和一六年に林兼を退社した。⁽¹⁸⁾ また大船頭は利益分配法において特殊な立場を保障されていて、林兼の場合は船頭取り分のほかに「船主取り分の中から二分を支給していたが、豊吉には五分」⁽¹⁹⁾ が支給されていた。

このように問屋が契約船方式をとるにいたった点について、その条件を考えてみよう。従来は、昭和恐慌期における貸倒れ船を問屋が収用したものであると説明されてきた。恐慌の影響が深刻であったことは歪めないとしても、経営のむずかしいこの時期に、問屋があえて漁船を所有する条件は何であったのだろうか。この時期が母船式延縄漁業から機船底引網漁業への転換期にあったことに着目して、両者の経営事例(第二表)の比較を試みよう。延縄漁業では労働過程で釣漁業という手労働が主体になっているため乗組員数が多く、資本構成に占める可変資本部分の比重がかなり高いのに対して、底引網漁業では乗組員数は延縄の半分以下におさえられ、技術構成の高度化が進んでいる。

このことは利益の船主・乗組員分配比率が、経費の膨張も加わって延縄の船主三五%から底引網の五五%へと大幅な上昇となって表われている。さらにこの時期には、大手の問屋資本は一応資本蓄積を完了していたとみることができ。このような条件に恐慌が相乗的に作用して、問屋資本による漁船所有への転換策がとられていったのである。

- (1) 岩田孝明『萬田万吉伝』同刊行会 一九五九年 一〇五頁。
- (2) 前掲(1) 一二八頁。
- (3) 前掲(1) 一五八―一五九頁。
- (4) 農林省水産局『水産金融調査資料』同局 一九二七年 九〇頁。
- (5) 長谷川安次郎「長崎の機船底曳網漁業と其の金融状況」『経済論叢』第二八巻第四号 一九二六年 四六頁。
- (6) 前掲(5) 四五頁。
- (7) 日本勸業銀行『水産金融ニ関スル調査』同行 一九二三年 三三―三四頁。
- (8) 前掲(1) 二〇〇―二〇一頁。
- (9) 前掲(4) 八七頁。
- (10) 前掲(1) 二〇一頁。
- (11) 前掲(1) 二六二―二六六頁。
- (12) 前掲(1) 二九九頁。
- (13) 徳水株式会社「徳島翁追慕録」同社 一九六二年 三―四頁。
- (14) 岩田孝明「豊崎亀太郎伝」同刊行会 一九六〇年 二五六頁。
- (15) 長崎県水産会「長崎県水産誌」同会 一九三六年 三〇七―三〇八頁。
- (16) 前掲(15) 三一六―三一八頁。

第2表 大正10年度航海収支決算

施設規模および設備費	母船式連子延縄漁業	機船底引網漁業
	母船85トン、80馬力、 伝馬船12隻 35,500円	50トン、65馬力、 2隻1組 40,000円
総水揚高	78,000円	78,000円
市場口銭	8,000	8,000
(A) 口銭差引水揚高	70,000	70,000
(B) 経費	28,000	34,253.10
油代	12,000	28,351.30
氷代	3,000	5,670
餌料、塩代	12,000	
雑費	1,000	226.80
(C) 差引益金(A)-(B)	42,000	35,746.90
(D) 船員利益配当	(C)×0.65 26,934.84 ¹⁾	(C)×0.45 16,086.90
船頭、船長、機関長		
各 1.5人	2,054.34	4,387.32
漁夫 各 1人	20,999.92	11,699.52
漁夫 各 0.7人	958.68	
雑役 各 0.8人	2,921.68	
(E) 船主利益配当	(C)×0.35 15,065.12 ²⁾	(C)×0.55 19,660
船体・漁具償却費	6,550	6,770
船体・漁具修繕費	6,400	2,000
雑費	500	3,680
差引利益	1,615	7,280

注：1) 2) でそれぞれ 0.22円、0.16円が内訳合計より多くなっている。

出所：日本勸業銀行『水産金融ニ関スル調査』1923年

(17) 岩田孝明「椎木豊吉伝」 同刊行会 一九六二年 三六六―三六七頁。

(18) 前掲(17) 三三三頁。

(19) 前掲(17) 三七一頁。

四 乗組員の同族的結合と船頭制

阿波漁民が北九州へ出漁した当初は、カツオ船が延縄を兼業したり、また專業の延縄船が小型であったりしたために、乗組員も船主を中心とする同族集团的傾向の船組で組織していた。東由岐の多田家が所有した三社丸の場合、大正二年当時、船主多田幸次郎・船頭多田源太郎・機関士多田政吉、以下多田友吉・多田弥太郎・多田武次・高田利八・高田万吉・井筒初太郎・井筒徳太郎・井筒幸吉・福島豊吉・山地安太郎等同族一二人と、ほかに陸上勤務の多田嘉藏がいた(第一図参照、ほか若干名は不詳)。高田万吉は多田幸次郎の四男に生れ、乗子の高田利八の養子となり自らもまた乗子となった。当時の同族中心の船組に船主・乗組員集団は、メンバーや役職がほぼ世襲的に固定し、船頭は代々宗家の長男に継がれていった。しかし高田万吉は、のちに林兼と結んで多数の船の采配を振うにいたり、多田家イットウを引立てて、同族の井筒幸吉・井筒喜平・井筒秀吉・福島熊吉・灘 浜一・浜口吉三郎(福岡)・由岐中五郎吉(下関)を船頭から船主に、また支配人の諸谷義武と船具部長の芦原章も船主にそれぞれ送り出した(第一図参照)。

東シナ海漁業の一つの系統は、和船延縄・手繰網から母船式延縄・機船底引網へと、資本の技術構成の高度化にむかって進展したが、これには問屋資本の資金が前提となった。そしてこの過程における問屋資本の方針はその収益を

あげるために、「技術優秀ニシテ信頼シ得ル」⁽¹⁾船頭を捕捉することであった。かくて本稿二節にあげた初期出漁時代の家父長船主の多くが消滅し、かわって本稿三節にあげた「技術優秀」な分家出身の乗子達が、問屋によって船頭に取立てられ（第一表参照）、高田万吉はその好例であった。家父長船主から問屋資本への漁船所有関係の変化は、漁船を紐帯として構成されていた在来の船組 \parallel 船主・乗組員集団の解体に通ずるが、直接船組を掌握しえない問屋資本は、その機能を抜擢した新船頭に委ねた。かくして船組は新船頭によって再編されていくが、同時にそれは船頭制の再編でもあった。

(1) 日本勸業銀行「水産金融ニ関スル調査」同行 一九二三年 三三頁。

五 結 語

最後に本稿頭書にかかげた論点にそって、本稿の内容を次のように要約しよう。

(1) 阿波出漁民の東シナ海操業は、長崎の問屋との関連においてとらえられる。すなわち、母船式延縄漁業時代にはその資本の有機的構成の低さから、問屋はもっぱら出漁船への高利貸的活動によって蓄積をとげ、また阿波出漁者の一部にも問屋と結んで個人船主が成立した。しかし機船底引網漁業への転換に際し、問屋はその資本の有機的構成の高さに着目して、漁船を所有し船頭に下請さす契約船方式をとった。従来、この契約船については、融資 \downarrow 恐慌 \downarrow 倒産 \downarrow 従属という経路で生じたとする見解があったが、これとともに内部経済的条件からする問屋の積極的な進出の側面をも評価すべきであると考えられる。

(2) 高利貸活動から始まり契約船下請方式にいたる問屋資本の生存基盤について、前期的生産形態の一般的存在が

前提となっているとする見解がある。問屋資本の貸付・投資活動は、その対象としての船頭と船組からなる船頭制の存在を前提とする。しかし問屋資本の貸付・投資活動は、それが効率主義をとったこと（「抜備優秀」な船頭を抜擢する）において在来の船頭制を解体させ、新たな抜擢船頭層の創出とその手になる船組の再編を惹起した。したがって船頭制はもはや一般的存在とばかりはいいい切れず、資本の経済的活動の結果でもある点に注意する必要がある。